

情報なんぶ

令和8年4月16日発行

南部町行政だより 第274号

総務課 電話66-3112

<https://www.town.nanbu.tottori.jp>

mail to / soumu@town.tottori-nanbu.lg.jp

■ 汗かく農業者等支援事業について ■

事業 対象者	○事業区分①～③ 南部町内に在住し、販売を目的とした事業計画を予定している農業者 ○事業区分④～⑤ 南部町内に在住の農業者で、集落の農地を守るため、作業道整備や農地保全を行なう農業者
申請	事業の申請書の提出が必要です。応募希望者は事前に産業課にご相談ください。 ※事業実施後の申請は対象になりません。
期限	①～③は7月末までに、④～⑤は10月末までに申請してください。

【事業内容】

※消費税は補助対象経費に含まれません。

区分	内容	補助対象経費※	補助率	補助上限
①栽培 推進	5アール以上の農地を活用し、果樹や薬草、薬木、花木の新植や改植を行う場合に要する経費を補助する	苗木代、肥料、農薬、支柱（梨及びいちじくを除く）	1／2 以内	15万円
②施設 整備	ハウス等の施設の新設、修繕、プランター栽培等のセットの導入に要する経費を補助する	ハウス資材費（中古可）、建設費、修繕費（ビニールの張替えは除く）、プランター栽培、ポット栽培、水耕栽培セットの導入費	1／3 以内	50万円
③機械 整備	新規作物の栽培、または規模拡大、生産性・収益性向上により農業所得の向上を目指すため、栽培管理・出荷調整に直接使用する機械の取得費を補助する	購入費5万円以上の機械の取得費（水稲用機械、トラクター及び付属機器等、軽トラック等車両、その他農業以外に利用可能な汎用性のある機械を除く）	1／3 以内	20万円
④資格 取得	重機、車両、特殊機械を扱うための資格の取得に要する経費を補助する	資格取得に要する経費（受験料、受講料、テキスト代） ※不合格の場合は補助対象外	1／3 以内	3万円
⑤農地 改良	用排水路・農地整備のために係る費用を補助する。 ※業者請負も対象	材料費（砕石、真砂、二次製品、塩ビ管）、重機等の借上料、労務費（県標準単価による）	1／2 以内	20万円

【問い合わせ先】 産業課 ☎64-3783

■ 「心の健康相談会」開催のお知らせ ■

眠れない、気持ちが落ち込む、不安な気持ちがとれない、イライラする、身近な人の悩み・・・その他、心に関する相談を西伯病院公認心理師が伺います。無料の個別相談です。秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。（※要予約）

【日 ち】 5月19日（火）

【時 間】 ①午後1時30分 ②午後2時30分 ③午後3時30分

【場 所】 健康管理センターすこやか

【予約・問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

認知症の方を介護されている家族のつどいを開催します。介護についての日頃の思いを話し合う場です。毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、相談・助言を受けることができます。

※参加申し込みは不要です。男性介護者の方も是非ご参加ください。

【 日 時 】 5月22日（金） 午前10時～正午

※途中からの参加や退席も可能です。ご都合に合わせてご参加ください。

【 場 所 】 キナルなんぶ2階 会議室

【問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

認知症の人と家族の会鳥取県支部
ホームページ▶



■ 「オレンジカフェ」開催のお知らせ ■

地域のどなたでも自由に参加し交流する集いの場「オレンジカフェ」を開催します。介護や認知症についての個別相談もできます。

※申込不要です。ご都合に合わせてご参加ください。中止の場合は防災無線放送でお知らせします。

《 さくらカフェあいみ 》

日 時	5月12日（火） 午後1時30分～3時30分
場 所	「てま里」交流スペース（天萬庁舎近く）
内 容	「ものづくり」・お茶を飲みながら楽しくおしゃべり
お茶代	100円

《 米やカフェ 》

日 時	5月19日（火） 午前9時30分～11時00分
場 所	えん処 米や（旧法勝寺街道）
内 容	「音遊び・音クイズ」・お茶を飲みながら楽しくおしゃべり
お茶代	100円

【問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

■ 「もの忘れ相談会」開催のお知らせ ■

最近もの忘れが多くなった、今まで出来ていたこと（料理や運転など）にミスが増えたなど不安や悩みを抱える人が増えています。安心して日常生活をおくるため専門家による「もの忘れ相談会」を開催します。家族の方の相談も受け付けています。 ※料金は無料、事前予約が必要です。

【 日 時 】 5月21日（木）①午後1時30分 ②午後2時 ③午後2時30分 ④午後3時
※個別相談のために時間指定とさせていただきます。

【 場 所 】 健康管理センターすこやか

【 内 容 】 問診・タッチパネル検査・個別相談（西伯病院 公認心理師）

【 対 象 者 】 もの忘れが気になる方や家族の方

【申込・問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

■ 南部町農地利用最適化推進委員募集について ■

7月19日に現委員の任期が満了することに伴い、農地利用最適化推進委員を募集します。

募集人数	11人（区域ごとの募集人数は以下のとおり）											
	天津	大国	法勝寺	上長田・東長田	手間	賀野						
	2人	3人	1人	2人	2人	1人						
任期	農業委員会が委嘱した日（7月20日以降）から令和11年7月19日まで											
身分	南部町の非常勤特別職											
職務内容	農業委員会が定めた区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等に関する業務に伴う現場活動を行います。 また、担当する地域内における農地等の利用の最適化の推進について、各種研修会等に参加したり農業委員会総会等に出席したりし意見を述べるすることができます。											
委員報酬（月額）	29,000円											
推薦を受ける者及び応募する者の資格	農地等の利用の最適化の推進に熱意及び識見を有し、区域内の農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる者としてします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除きます。 （1）町税等を滞納している者 （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 （3）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ※その他兼職禁止事項があります。											
推薦及び応募に係る手続等	次の提出書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて、持参により南部町農業委員会事務局に提出してください。なお、提出された書類は返却しません。 （1）提出書類 <table><tr><td>農業者等（個人）が推薦する場合</td><td>様式第1号</td></tr><tr><td>農業者等（法人又は団体）が推薦する場合</td><td>様式第2号</td></tr><tr><td>自ら応募する場合</td><td>様式第4号</td></tr></table> （2）添付書類 ア）身分証明書（本籍地の市町村が発行するもの） ※南部町に本籍地のある方は役場町民生活課で申請してください。 イ）町税等納付状況確認同意書（様式第3号） ※いずれも推薦を受ける者及び応募する者の発行後3か月以内のもの ※（1）各申込書、（2）イ）町税等納付状況確認同意書の様式は南部町ホームページでダウンロードまたは農業委員会事務局窓口でお受け取りください。						農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号	農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式第2号	自ら応募する場合	様式第4号
農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号											
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式第2号											
自ら応募する場合	様式第4号											
受付期間	5月15日（金）まで ※受付時間：午前9時から午後5時（平日） ※申し込み状況によっては受付期間を延長する場合があります。											
選定方法	南部町農地利用最適化推進委員候補者選定委員会を開催し、提出された書類をもとに選定します。選考結果は、推薦をする者並びに推薦を受ける者及び応募する者全員に文書で通知します。											
情報の公表	募集期間の中間および終了後に、区域ごとの応募及び推薦された者の人数を南部町ホームページで公表します。											

【提出・問い合わせ先】 農業委員会事務局 ☎64-3792
〒683-0201 南部町天萬558

■ 町営住宅の入居者募集について ■

＜１＞町営住宅

団地名	区分	建築年度	構造	部屋数	面積	家賃月額
落合団地 10 号 ☆	町営住宅	平成 1 4 年	木造 2 階建	3 D K	75.8 m ²	17,200～25,700 円
落合団地 14 号 (車いす用住宅)	町営住宅	平成 1 4 年	木造平屋建	3 L D K	78.2 m ²	17,800～26,500 円
城山団地 20-1-11 号 (車いす用住宅)	町営住宅	平成 2 1 年	木造平屋建	3 D K	73.2 m ²	18,500～27,500 円

※家賃月額は毎年度変わる可能性があります。(表記は令和 8 年度の家賃月額です)

入居者の資格

- ・世帯の収入が公営住宅法に定める収入基準に合うこと (月平均所得が 15 万 8,000 円以下)
- ・現に住宅に困窮していることが明らかな人
- ・市町村税を滞納していないこと
- ・落合団地 14 号 (車いす用住宅) と城山団地 20-1-11 号 (車いす用住宅) は、入居者または同居者が車いすを使用する身体障がい者の世帯のみ
- ・その他

☆落合団地 10 号は優先入居対象世帯のみを対象とした募集です。

以下に該当する世帯の方のみ応募ができます。

- ①子育て世帯 (義務教育修了前)、②20 歳未満の子と同居するひとり親世帯、③多人数世帯 (5 人以上)、④多子世帯 (18 歳未満の子 3 人以上)、⑤引揚者世帯、⑥中国残留邦人及びその親族の世帯、⑦高齢者世帯、⑧重度又は中度の障がい者を有する方の世帯、⑨月平均所得が 1 万円以下の世帯、⑩ハンセン病療養所入所者の世帯、⑪DV 被害者世帯、⑫北朝鮮拉致被害者の世帯、⑬犯罪被害者世帯、⑭妊婦のいる世帯

＜２＞越敷野団地

団地名	建築年度	構造	部屋数	面積	家賃月額
越敷野団地 3 号	平成 1 2 年	木造 2 階建	3 L D K	94.4 m ²	20,000 円

入居者の資格

- ・会見第二小学校に通学させる児童または申し込みの次の年度に会見第二小学校に就学させる児童が同居人であること
- ・その他

＜１＞・＜２＞共通の注意事項

※家賃月額には C A T V 使用料を含みません。別途負担をお願いします。

※申し込みに際して入居者の資格、必要書類やご不明点等があれば南部町 H P をご覧いただくか、建設課へお問い合わせください。

【申込受付期間】 4 月 2 0 日 (月) ～ 5 月 7 日 (木)

【入居選考方法】 提出書類を審査し、入居決定者へ通知します。

※申込者多数の場合は抽選で入居者を決定します。

【入居時の必要事項】 敷金 (家賃 3 か月分) の納付及び連帯保証人 (2 名) が必要です。

【申込・問い合わせ先】 建設課 ☎ 6 6 - 3 1 1 5